

第2期

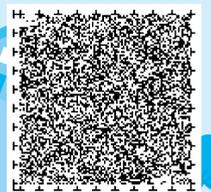
# 菊池市障がい者計画

(概要版)



平成29年3月

菊池市



# I 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 19 年 3 月、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の改革や、多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため、「菊池市障害者計画」を策定しました。

この計画は、「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を理念とし、これを実現するための目標として、「1. 障がいのある人への理解と共感の場づくり」「2. 安心して暮らせる支援体制づくり」「3. 自立を支えるきめ細かなしくみづくり」「4. 住みよい生活環境づくり」「5. 障がいのある人を支えるネットワークづくり」を掲げ、障がい者福祉の推進を図ってきました。

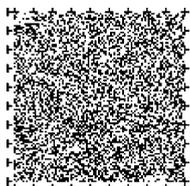
一方、社会情勢や法制度が大きく変化する中、平成 25 年 9 月、障害者基本法に基づく新たな第 3 次障害者基本計画が閣議決定されたことにより、都道府県及び市町村では、この計画を参考とした障がい者を対象とする基本計画の改定が求められるようになりました。さらに、熊本県においても、このような国の法制度等の動きや障がい者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、平成 23 年 7 月に、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定されるとともに、平成 27 年 3 月には、これまで取り組みを加速化させるため、平成 27 年度から 32 年度までを計画期間とする第 5 期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」が策定されています。

このような経過を踏まえるとともに、平成 28 年度をもって「菊池市障がい者計画」の計画期間が終了することから、本市においても、現状の評価・分析を行い、アンケート調査や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援を目的とした計画を策定します。

策定に当たっては、国の第 3 次障害者基本計画及び県の第 5 期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」との整合を図ります。

## 2. 計画の対象

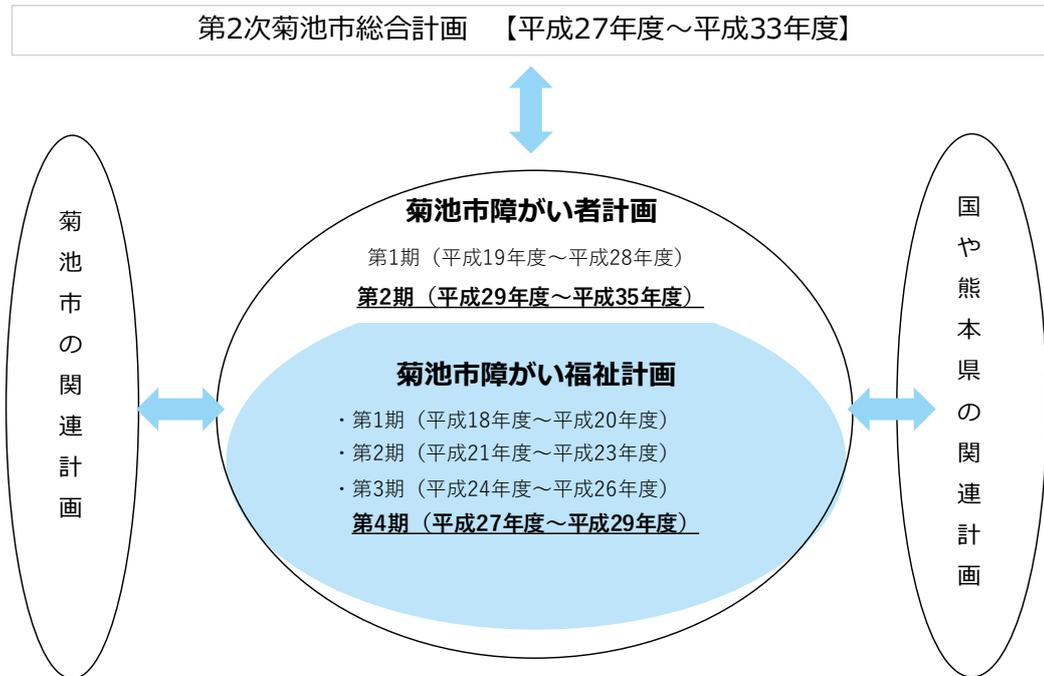
この計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象としつつ、障がい者及びその家族等に対する支援や地域社会での取組みのための方向づけとして、障がい者の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」であり、第2次菊池市総合計画との整合を図りつつ、保健福祉関連の個別計画、さらには、まちづくり関連の個別計画とも連携しながら、本市における障がい者福祉施策推進のための指針とします。

関連計画との関係



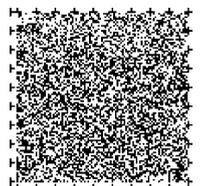
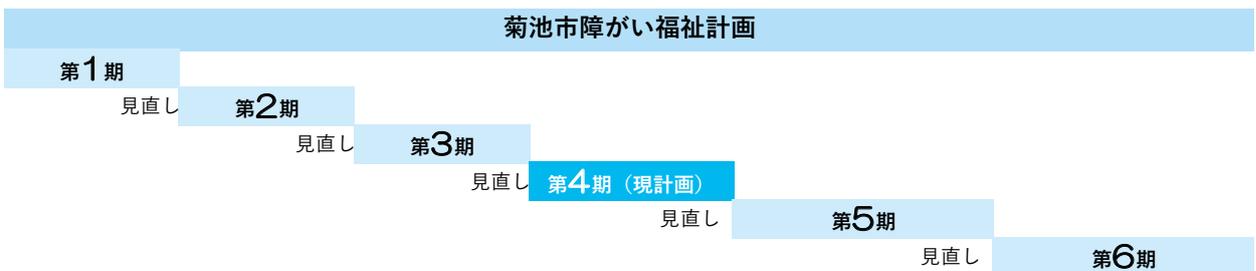
### 4. 計画期間

次期計画の期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。

#### 計画の期間

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

第1期菊池市障がい者計画（平成19年度～平成28年度） 第2期菊池市障がい者計画（平成29年度～平成35年度）



## Ⅱ 菊池市における障がい者の状況

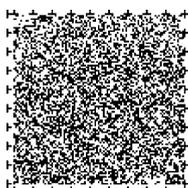
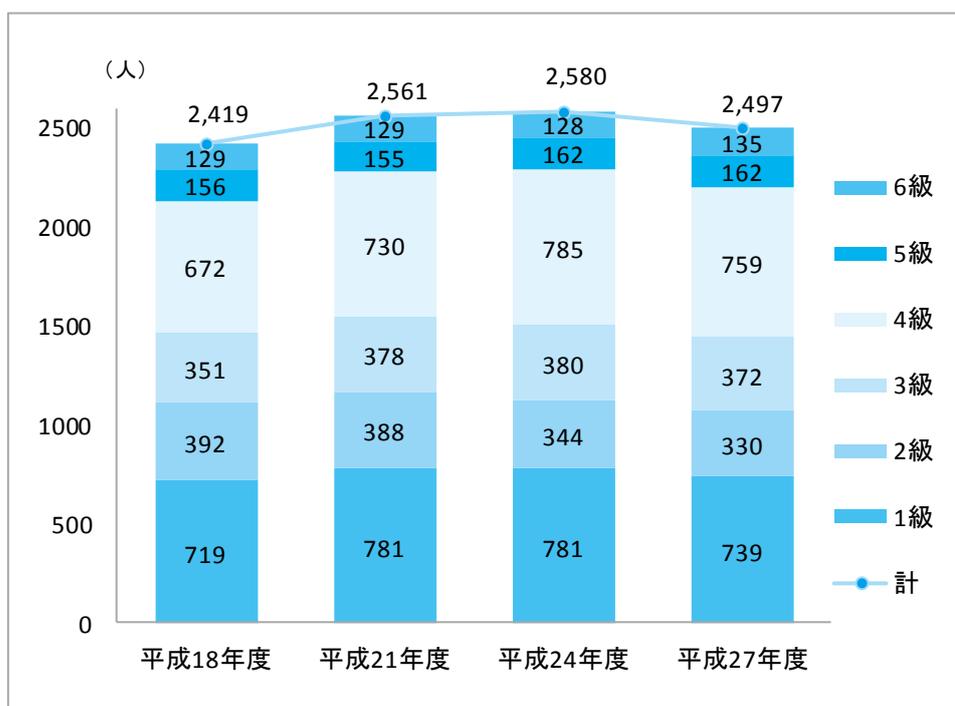
### 障がい者数はおよそ 10 年前と比べ 361 人、12.4%増加

平成 27 年度末の市内の障がい者数（手帳所持者数）は 3,278 人で、平成 18 年度末と比べ 361 人、12.4%増加しています。身体障害者手帳所持者は 24 年度をピークに減少に転じていますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

障がい別にみた結果は、以下のとおりです。

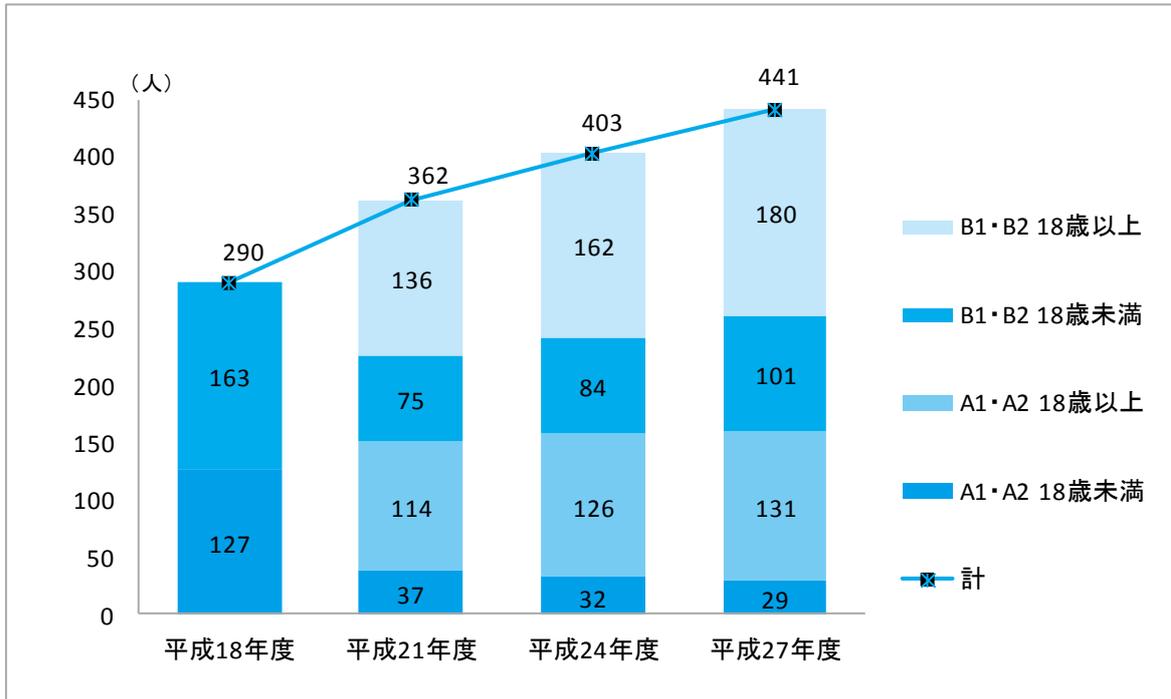
#### ▼身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移（年度末実績）



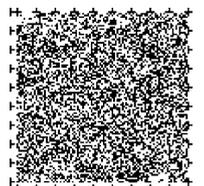
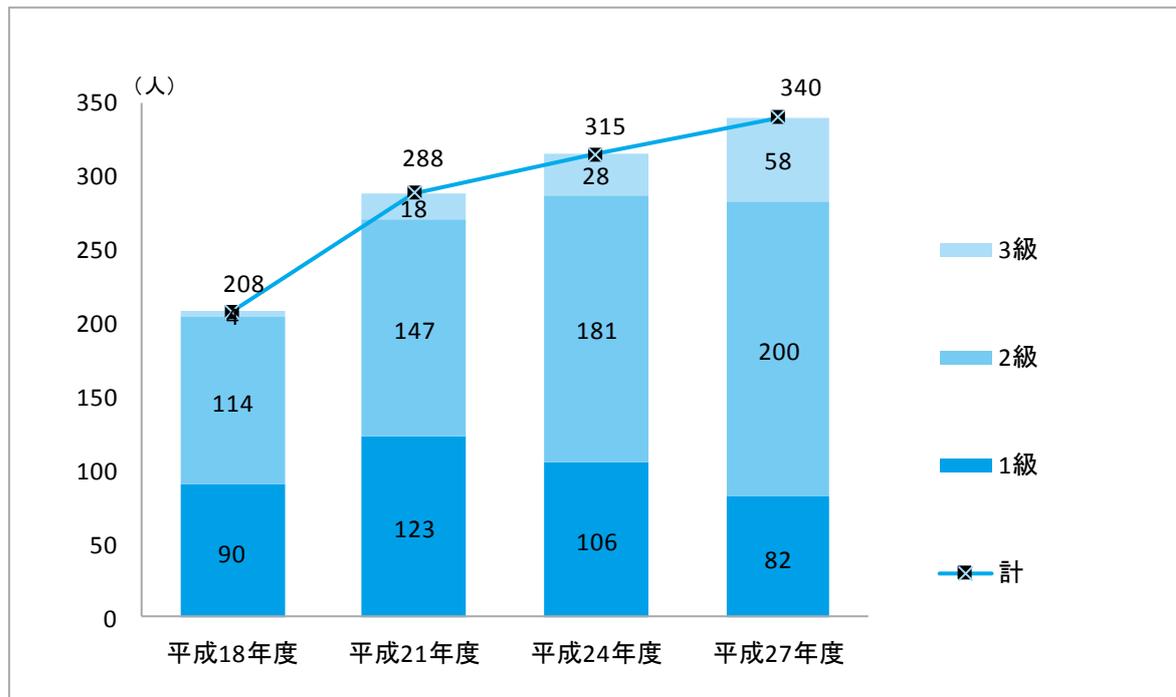
## ▼療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移（年度末実績）



## ▼精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年度末実績）



## Ⅲ 計画の基本的な考え方

---

### 1. 基本理念

本市が平成 19 年以来、実現を目指してきた「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」という内容は、障害者基本法第 1 条に規定される内容と非常に近い理念です。従って、前計画で掲げた基本的な考え方を引き継ぐとともに、国の新計画の基本理念と歩調を合わせて実現していく意図を込めて、次のとおり理念を設定します。

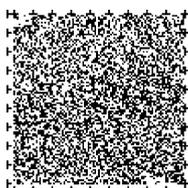
**相互に人格と個性を尊重し、  
みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる  
共生社会の実現**

### 2. まちづくり目標

また、障害者基本法の 2 つの基本原則に基づき、「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」の実現をまちづくりの目標として設定し、施策及び取組みを推進します。

**まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち**

**まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち**



### 3. 基本方針と施策体系

以下の基本方針と施策体系等を定め、障がい者の自立及び社会参加の支援等を目的とした施策を総合的かつ計画的に実施します。

#### (1) 9の基本方針

##### ①差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法等に基づいて、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のための取組みを推進します。

##### ②障害福祉サービス等の充実

全ての人を尊重するという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

##### ③保健・医療サービスの充実

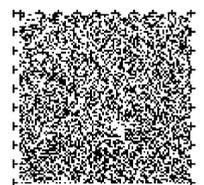
障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、医療機関との連携を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

##### ④教育の充実、社会参加の促進

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢や能力、特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みの構築に努めます。また、障がい者等が円滑に、地域活動、文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

##### ⑤雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進するとともに、生活安定施策の周知・充実と経済的負担の軽減を図ります。



## ⑥生活環境の整備

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

## ⑦コミュニケーションの支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

## ⑧安心・安全対策の推進

防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害からの保護等を図り、障がいのある人みんなが、安心・安全な地域社会の中で生活することができる社会の実現を目指します。

## ⑨行政サービス等における配慮

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように配慮を行います。

## (2) 計画の推進方策

### ①連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

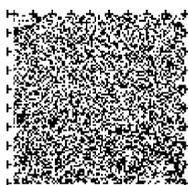
関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、熊本県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取り組みの実施にあたっては、行政と地域住民、民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制の構築を積極的に促進します。

### ②広報・啓発およびボランティア活動の推進

障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、障がい及び障がい者理解の促進のための取り組み、ボランティア活動等の推進のための取り組みを推進します。

### ③進捗状況の管理及び評価

計画内容を着実に実行していくために、広く市民や関係者に周知するとともに、関係各部署の連携による全市的な推進体制と計画の進行管理を行います。



### (3) 施策体系

#### 基本理念

相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現

#### まちづくり目標 1

みんなといっしょに  
自分らしく暮らせるまち

#### まちづくり目標 2

差別のない安心して  
暮らせるまち

#### 【基本方針と主要施策】

##### 1. 差別の解消及び権利擁護の推進

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②人権・権利を擁護するための仕組みづくり
- ③成年後見制度の周知・普及

##### 2. 障害福祉サービス等の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②生活を支援するサービスの充実
- ③地域生活への移行支援
- ④重度障がい児・者への支援
- ⑤早期療育体制の充実
- ⑥情報提供の充実とサービスの質の向上

##### 3. 保健・医療サービスの充実

- ①障がいの発生予防及び早期発見
- ②精神保健・医療施策の推進
- ③総合的な医療施策・リハビリテーションの充実
- ④保健・医療・福祉の連携強化

##### 4. 教育の充実、社会参加の促進

- ①早期療育の推進及び相談・支援体制の拡充
- ②幼児期における共に育つ場及び機会の拡充
- ③学校教育の充実
- ④学校等のバリアフリーの充実
- ⑤学校卒業後の多様な就労の確保
- ⑥地域活動への参加促進等
- ⑦スポーツ、文化芸術活動等の振興

##### 5. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

- ①就労の推進
- ②市職員における障がい者雇用の推進
- ③障がい者等の雇用・就労機会の拡充
- ④福祉的就労の場等の充実
- ⑤総合的な相談機能の拡充
- ⑥関係機関との密接な連携促進
- ⑦生活安定施策の周知と経済的負担の軽減

##### 6. 生活環境の整備

- ①福祉環境整備の促進
- ②住宅・住環境の整備推進

##### 7. コミュニケーションの支援

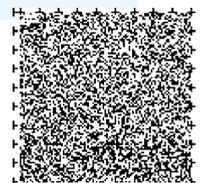
- ①情報のバリアフリー化の推進
- ②情報・意思疎通の支援の充実

##### 8. 安心・安全対策の推進

- ①災害時の避難・救助体制等の充実
- ②災害時の多様な情報伝達の実施
- ③消費生活相談事業等による啓発活動の実施

##### 9. 行政サービス等における配慮

- ①市役所における配慮及び障害者理解の促進等
- ②選挙における配慮等

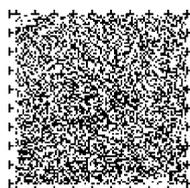


## (4) 全市的な推進体制

本計画に基づく障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、就労、生活環境など幅広い分野に関係するため、本計画を着実に推進していくためには庁内関係部課の横断的な連携が必要です。積極的に庁内関係部課と連携し、計画の総合的かつ効果的な推進を図るものとします。

本計画の施策を実行する際に連携する本市の計画は、以下のとおりです。

【基本方針と主要施策】	【施策実行のために連携する計画】
<b>1. 差別の解消及び権利擁護の推進</b> ①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②人権・権利を擁護するための仕組みづくり ③成年後見制度の周知・普及	・菊池市人権教育・啓発基本計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 ・菊池市男女共同参画計画 ・菊池市地域福祉計画
<b>2. 障害福祉サービス等の充実</b> ①相談支援体制の充実 ②生活を支援するサービスの充実 ③地域生活への移行支援 ④重度障がい児・者への支援 ⑤早期療育体制の充実 ⑥情報提供の充実とサービスの質の向上	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市子ども・子育て支援事業計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 ・菊池市健康増進計画 ・菊池市教育振興基本計画 ・菊池市男女共同参画計画
<b>3. 保健・医療サービスの充実</b> ①障がいの発生予防及び早期発見 ②精神保健・医療施策の推進 ③総合的な医療施策・リハビリテーションの充実 ④保健・医療・福祉の連携強化	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市健康増進計画 ・菊池市子ども・子育て支援事業計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
<b>4. 教育の充実、社会参加の促進</b> ①早期療育の推進及び相談・支援体制の拡充 ②幼児期における共に育つ場及び機会の拡充 ③学校教育の充実 ④学校等のバリアフリーの充実 ⑤学校卒業後の多様な就労の確保 ⑥地域活動への参加促進等 ⑦スポーツ、文化芸術活動等の振興	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市子ども・子育て支援事業計画 ・菊池市健康増進計画 ・菊池市教育振興基本計画 ・菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
<b>5. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援</b> ①就労の推進 ②市職員における障がい者雇用の推進 ③障がい者等の雇用・就労機会の拡充 ④福祉的就労の場等の充実 ⑤総合的な相談機能の拡充 ⑥関係機関との密接な連携促進 ⑦生活安定施策の周知と経済的負担の軽減	・菊池市障がい福祉計画 ・菊池市教育振興基本計画 ・菊池市人権教育・啓発基本計画

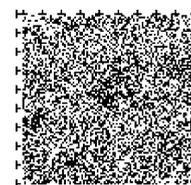


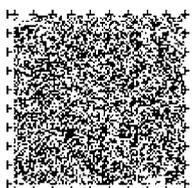
【基本方針と主要施策】	【施策実行のために連携する計画】
<b>6. 生活環境の整備</b> ①福祉環境整備の促進 ②住宅・住環境の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池市障がい福祉計画</li> <li>・菊池市地域福祉計画</li> <li>・菊池市立地適正化計画</li> <li>・菊池市景観計画</li> <li>・菊池市都市計画マスタープラン</li> <li>・菊池市住宅マスタープラン</li> <li>・菊池市公営住宅長寿命化計画</li> </ul>
<b>7. コミュニケーションの支援</b> ①情報のバリアフリー化の推進 ②情報・意思疎通の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池市障がい福祉計画</li> <li>・菊池市地域福祉計画</li> <li>・菊池市人権教育・啓発基本計画</li> <li>・菊池市男女共同参画計画</li> </ul>
<b>8. 安心・安全対策の推進</b> ①災害時の避難・救助体制等の充実 ②災害時の多様な情報伝達の実施 ③消費生活相談事業等による啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池市障がい福祉計画</li> <li>・菊池市地域防災計画</li> <li>・菊池市地域福祉計画</li> <li>・菊池市男女共同参画計画</li> <li>・菊池市立地適正化計画</li> <li>・菊池市都市計画マスタープラン</li> <li>・菊池市住宅マスタープラン</li> </ul>
<b>9. 行政サービス等における配慮</b> ①市役所における配慮及び障害者理解の促進等 ②選挙における配慮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池市人権教育・啓発基本計画</li> <li>・菊池市都市計画マスタープラン</li> <li>・菊池市男女共同参画計画</li> </ul>

### (3) 計画の進行管理

本計画の着実な推進のため計画の進捗状況の把握、点検を行います。この点検結果について、関係部課に報告を行うとともに、必要に応じて全庁的な審議及び評価を行います。

また、中間年次（平成32年度を予定）には、国の制度改正や社会状況の変化などに注視し、計画の進捗状況の点検に基づいて本計画の見直しを行うものとします。





企画・編集：菊池市健康福祉部福祉課障がい福祉係

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地 ☎：0968-25-7213